

能美市根上あんしん相談センター 重要事項

事業所名	能美市根上あんしん相談センター		
事業所種類	指定介護予防支援事業所	介護保険事業所番号：1702300037	
所在地	能美市大浜町ノ35番地1		
連絡先	TEL：0761-55-5626	FAX：0761-55-5627	メールアドレス：ne-shien-nhp@po.incl.ne.jp
管理者	田中 真澄		
事業の目的	国民健康保険能美市立病院が開設する能美市根上あんしん相談センター指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。		
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 事業所の担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行う事とする。 		
職員の職種・員数	管理者（主任介護支援専門員）1名、保健師1名、社会福祉士1名、介護支援専門員1名・事務職員 1名		
職務内容	<ol style="list-style-type: none"> 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。 担当職員は指定介護予防支援の提供に当たる。 事務職員は必要な事務を行う。 		
勤務体制	主任介護支援専門員：1名（常勤専従）、保健師：1名（常勤専従）、社会福祉士：2名（常勤専従）、介護支援専門員：1名（常勤専従） 事務員：1名（常勤兼務）		
営業日・営業時間	<ol style="list-style-type: none"> 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日12月29日から1月3日までを除く。 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。 		
サービス内容	<ol style="list-style-type: none"> 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。 利用者及び家族との面談により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。 計画に位置づけた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。 その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省第37号第29条から第31条）に従って実施する。 		
通常の事業実施地域	能美市根上圏域		
緊急・事故発生時の対応方法	<ol style="list-style-type: none"> 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。 サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰する事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。 		
権利擁護・虐待防止	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する 虐待防止のための指針を整備する 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する 虐待対応責任者を能美市根上あんしん相談センター管理者に当て、上記の措置を適切に実施する 		
ハラスメント対策	事業所の担当職員に対してハラスメントについての対応、研修等を行います。ハラスメントが行われた場合は事実確認し対応します。		
身体的拘束等の適正化のための指針	定めた身体拘束防止の指針に則して対応を行います。原則身体拘束は行いません。		
苦情相談窓口	国民健康保険能美市立病院 地域医療推進センター 能美市根上あんしん相談センター管理者		
利用料金	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はないものとする。但し、その他の利用料として、通常のサービスをこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払が必要な場合もある。		
その他運営に関する事項	特になし		
その他の費用	特になし		
サービス利用の留意点	<ol style="list-style-type: none"> 担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。 <ol style="list-style-type: none"> 採用時研修 採用後2ヶ月以内 継続研修 年5回 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。 担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。 指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は能美市立病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。 		